

社会福祉法人 江刺保育園

法人役員 旅費等支給規程

社会福祉法人 江刺保育園

平成 29 年 10 月 10 日より施行

社会福祉法人江刺保育園

役員・役員等・その他の役員旅費等支給規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人江刺保育園理事、監事、(以下「役員」とする)、評議員(以下「役員等」とする)、第三者委員、評議員選任・解任委員(以下「その他の役員」とする)の旅費の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。ただし、役職を兼ねている場合は、一つの役職によってのみ支給する。

(旅費の支給)

第2条 役員、役員等、その他の役員が出張もしくは理事会(監査も含む)等に出席した場合は別表2の2-1、2-2によって旅費を支給する。

(旅費の種類)

第3条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃(高速道路の料金及びその他の道路において徴収される交通料金を含む)、日当、及び宿泊料とする。

(旅費の支給)

第4条 研修等旅費の種類は別表1の通りとする。保育園で行われる理事会等、評議員会、その他の会議等の旅費は別表2の通りとする。

(旅費の支給額)

第5条 外国旅行の旅費に関しては国家公務員の旅費に関する法律を参照して理事長が定める。

(旅行経路)

第6条 旅行は最も経済的な通常の経路及び方法により行うものとする。ただし、天災その他、やむを得ない事情による場合はその限りでない。

(概算払い)

第7条 旅費は精算払いまたは、概算払いをすることができる。概算払いを請求することができる。

2 概算払いをうけ旅行した場合は帰着後、直ちに精算しなければならない。

(旅行命令、旅費の請求手続き)

第8条 旅行命令、旅費の請求手続き等については、江刺保育園旅費規程を準用する。

(旅費の調整)

第9条 理事長は特別な事情により、この規程により難い旅行及び旅費について調整することができる。

(評議員の報酬)

第10条 役員等が社会福祉法人江刺保育園の評議員会に出席した場合、会議出席報酬として別表3に示す額を支給する。

(理事、監事の報酬)

第 11 条 役員が社会福祉法人江刺保育園の理事会、指導監査に出席が求められ、その会議などに出席した場合、会議出席報酬として別表 3 に示す額を支給する。

(監事監査の報酬)

第 12 条 監事が社会福祉法人江刺保育園の監事監査を行った場合、監事監査報酬として別表 3 に示す額を支給する。監事監査に於いて理事及び評議員等の立ち合いが求められ監査に立ち合った場合、会議出席報酬として別表 3 に示す額を支給する。

(苦情解決第三者委員の報酬)

第 13 条 第三者委員が苦情解決のために必要な業務を施設に於いて行った場合、監事監査報酬として別表 3 に示す額を費用弁償として支給する。また理事会等に出席を求められその会に出席した場合、その他法人業務報酬として別表 3 に示す額を支給する。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第 14 条 評議員選任・解任委員がその業務を行った場合、会議出席報酬として別表 2 に示す旅費と合わせ別表 3 に示す額を支給する。

(理事長勤務の報酬)

第 15 条 理事長が施設において施設運営状況、会計決算及び予算等、経理状況の確認や辞令交付等の業務、また理事長専決業務を行った場合、理事長業務報酬として別表 3 に示す額を支給する。

附則

1. この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
2. 平成 29 年 10 月 7 日に改正
役員報酬無しから報酬を支給することに改正する。
別表 1、2 を改正し、別表 1、2、3 を設ける。
3. 平成 29 年 10 月 10 日より施行する。

別表1 江刺保育園外での出張等による旅費の支給額

施設以外の場所での 研修等、出張による旅費		旅費の支給額	摘要
1-1	鉄道賃	1 新幹線料金(座席指定料金を含む)	
1-2	船賃	1 船舶による必要な運賃 2 寝台又は個室を必要とした場合、その料金	
1-3	車賃	1 交通機関(バス、タクシー)の定める料金 2 自家用車の場合1 kmにつき 40 円とする。 1km未満については支給しない。(距離は各役員 の自宅から保育園までの最短距離とする。) 3 高速自動車道路料金 4 その他必要な料金(駐車料金など)	
1-4	航空賃	1 飛行機による必要な運賃 2 その他必要な料金	
1-5	日当	日当は1日 10,000 円とする。	源泉を引いた額
1-6	食事代	1食 1,000 円とする。	
1-7	宿泊料	宿泊料金は1泊 12,000 円とする。 指定宿泊の場合で左記の料金を超える場合は、実費 を支給する。	
1-8	自家用車を使用 した場合の会議 出席の旅費	自家用車使用の場合1 kmにつき 40 円とする。1k m未満については支給しない。(距離は各役員 の自宅から保育園までの最短距離とする。)	職員である役員が出張 した場合は別に定める 職員旅費規程によって 旅費を支給する。

別表2 江刺保育園内で行われる会議出席による旅費の支給額

施設で行われる会議等の旅費		旅費の支給額	摘要
2-1	理事会、評議員会、監査 等、に出席した評議員、 理事、監事、その他の役 員の旅費	役員、役員等、その他の役員が左記の会議等に出席 した場合、1 kmにつき 40 円の旅費を支給する。 (距離は各役員 の自宅から保育園までの最短距離 とする。)	1km未満の場 合は旅費の支 給は無しとす る。
2-2	第三者委員の旅費	第三者委員が施設内に於いて苦情解決のための業 務を行った場合、2-1 と同様に自宅から保育園まで の距離に従った旅費を支給する	1km未満の場 合は旅費の支 給は無しとす る。
2-3	理事長専決業務等の旅費	理事長専決業務、その他会計年度決算の確認、事業 計画、事業報告の確認、会計並びに運営状況の確認、 その他、理事長が保育園に於いて業務を行った場 合、2-1 と同様に自宅から保育園までの距離に従っ た旅費を支給する	1km未満の場 合は旅費の支 給は無しとす る。

別表3 保育園で行う理事会、評議員会、監査、指導監査立会、等の報酬

報酬の種類	会議などの種類	支払い対象者 (実際に業務を行った委員)	金額 (源泉を引いた額)	備考	
会議出席報酬	理事会、評議員会	理事、監事、評議員	4,000円	会議が1日複数回あった場合に於いても1回分の支給とする。 役員である職員には支給しない。	
会議出席報酬	評議員選任・解任委員会	評議員選任・解任委員会委員	2,000円		
監事監査報酬	監事監査	通常監査	監事		4,000円
		決算監査	監事		5,000円
理事長業務報酬	理事長専決等の業務	理事長	5,000円		
会議出席報酬	指導監査立会	理事、監事	4,000円		
その他法人業務報酬	苦情解決業務	第三者委員	4,000円		
会議出席報酬	その他の会議	理事、監事、評議員、 その他の役員	4,000円	理事会、評議員会等に於いて理事長、理事、評議員の要請により他の委員の出席を求められた会議に出席した場合	